

みなし決議に関する理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

<第1号議案>理事長（代表理事）の選定の件

- (1) 公益財団法人東京都島しょ振興公社定款第25条第2項に基づき、下記のとおり理事長（代表理事）を選定する。

区 分	氏 名	就 任 年 月 日
理事長 (代表理事)	渋谷 正昭 (小笠原村長)	令和7年6月19日

(任 期) 令和7年6月19日から令和8年度決算に関する定時評議員会の終結の時まで（理事の任期と同一）

(理 由) 任期満了に伴い、令和7年度第1回評議員会において、全ての理事が新たに選任されたため、理事の中から理事長を選定する。

- (2) 上記提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日は、令和7年6月19日とすること。

2 1の事項の提案をした理事

理事 渋谷 正昭

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和7年6月19日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び公益財団法人東京都島しょ振興公社定款第37条の規定により、理事会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

令和7年6月20日

公益財団法人東京都島しょ振興公社

議事録作成者 理事長（代表理事） 渋谷 正昭